

令和7年度

北野通委任信号機保守点検業務

仕様書

札幌市建設局土木部道路設備課

1 役務の目的

本業務は、札幌市豊平区月寒東2条13丁目3番地（北野通）に設置した委任信号機の保守点検を行うものである。

2 履行場所

札幌市豊平区月寒東2条13丁目3番地

3 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

4 業務内容

(1) 対象機器は以下のとおりとし、毎月1回点検を行うこと。点検項目については別紙点検表のとおりとする。

ア 車両用灯器（フラット型LED式）両面型 2台

イ 歩行者用灯器（LED式）シルエット型 2台

ウ 歩行者用押ボタン（Ⅱ型タッチ式） 2台

エ 制御機 1台

(2) 信号機が損傷、障害その他の理由により、その効果が損なわれないよう常にその実態を把握し、補修、障害物の除去等を行うこと。

(3) 信号機の機能及び美観を損なわないよう、必要に応じ清掃を行うこと。

(4) 信号機の点検結果又は地域住民等の通報により、信号機の障害を認知した場合は、速やかに処置を講ずるとともに、二次災害を防止するため委託者及び信号機の設置場所を管轄する豊平警察署にその状況を報告すること。

(5) 信号現示の変更、点滅又は滅灯等の必要が生じた場合は、事前に委託者及び豊平警察署に申し出ること。

5 費用の負担

(1) 点検に必要な工具・計測機器等の機材は、設備機器に付属して設置されているものを除き、受託者の負担とする。

(2) 保守に必要な消耗部品、材料等及び受託者の瑕疵により生じた破損等については、受託者の負担とする。

(3) 補修等で費用を要する場合は、事前に委託者と協議すること。

6 提出書類

受託者は、以下の書類を提出すること。

(1) 業務計画書

契約締結後速やかに提出し、委託者の承諾を得ること。履行期間中に内容の変更があった場合は速やかに変更後の書類を提出し承諾を得ること。なお、業務計画書には以下の書類を含むこと。

ア 業務責任者等指定通知書(経歴書、資格免許証の写し、雇用関係を証明する書類(健康保険証等)の写しを添付すること。)

(注):健康保険証の写し、または保険者より発行される「資格情報のお知らせ」の写しや

マイナポータルに表示される被保険者資格情報の PDF ファイルの印刷物を提出する際は、被保険者等記号・番号及び保険者番号(これらの情報が読み取れるQRコードを含む。)を黒塗りしたものを提出すること。

イ 緊急連絡体制表(近隣関係機関含む)

ウ 年間業務工程表

(2) 完了届

4～9月の業務、10～3月の業務がそれぞれ完了したときは、速やかに完了届を提出すること。ただし、10～3月の業務にかかる完了届は3月31日に提出すること。

(3) 点検報告書

毎月の点検を行った後、速やかに点検報告書(点検表、作業写真等含む)を提出すること。ただし、3月の業務にかかる点検報告書は3月31日までに提出すること。

(4) 専門工事業者選定通知書

ア 契約後速やかに提出すること。

専門業者等への再委託について、詳細は本仕様書8項に後述するので参照のこと。

イ 再委託先が札幌市競争入札参加資格者名簿の登録業者でない場合、以下の書類も提出すること。

・再委託に係る申出書(あて先「受託者」、申出人「再委託先」)

再委託先が札幌市物品・役務契約等事務様式基準共通第2号様式(申出書)の第1項から第5項に該当する者でないこと。

・再委託先の登記事項証明書(写)など法人概要がわかる書類

代表者氏名や事業内容を確認する目的で取得するもので、当該事項が確認できる決算書(写)やパンフレットのほか、ホームページに掲示された法人概要を印刷したのも可とする。

(5) その他提出書類

ア 事故等報告書(随時提出すること)

イ 点検により発見した不具合や対応した整備・修繕については、指定の様式に記載し、月報とともに提出すること。

7 保守管理の体制について

受託者は直接雇用契約関係にある者の中から下記の内容による者を定めること。

- ・ 業務の遂行を指揮監督するための業務責任者を1名定めること。
- ・ 業務責任者は電気工事士(免状の種類不問)の資格を保有している者。

8 再委託について

業務の主たる部分(下記)については、受託者はこれを再委託することはできない。

(1) 総合的な業務履行計画及び進捗計画

(2) 月点検業務

なお、前述の主たる部分以外については専門業者等への再委託を可能とするが、再委託する業務範囲及び選考する業者については事前に委託者の承諾を得ること。

業務全体の品質・安全確保のため、委託者との協議、再委託業者の調整・指導監督等のすべてにおいて主体的な役割を果たすこと。

9 個人情報の取り扱いについて

個人情報の取り扱いについては、別添特記事項によるものとする。

なお、事故報告書など、業務関係者以外の第三者の個人名・住所・連絡先が記載された書類を提出する場合は特記事項による個人情報の取り扱いに該当するため、そのような事象が発生した場合は、特記事項に従って対応すること

10 その他

(1) 服装及び身分証明書

業務に従事するものは、保安帽・保安靴を必ず着用し業務に適した衣服を着用することとし、常時身分証明書を携帯すること。

(2) 受託者の瑕疵により生じた故障・破損及び事故については、受託者が一切の責任を負うこと。

(3) 安全の確保

業務の実施に当たっては、安全対策に努め、道路交通、第三者及び作業従事者に対して適切な安全対策を行い事故防止に努めるものとし、受託者は事故に対する一切の責任を負うものとする。車両を道路に停めて作業を行う場合は、交通誘導警備員を適切に配置するものとする。

(4) 受託者は本業務に必要な計器、工具、保守用油脂、ウエス、クリーナー等を準備すること。

(5) 環境への配慮

委託者である札幌市が運用している環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に努めること。また、アイドリングストップの推進、ふんわりアクセルの実施、エアコンの使用抑制、暖機運転の短縮、必要のない荷物を降ろす、日常点検の実施に努めること。

(6) 各種法令の順守

保守点検作業を行うに当たっては、関係法令を遵守することとし、本仕様書に記載されていない事項は以下による。

ア 建築保全業務共通仕様書 令和5年版 (国土交通省大臣官房官庁営繕部 監修)

イ 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編) 令和4年度(国土交通省大臣官房官庁営繕部 監修)

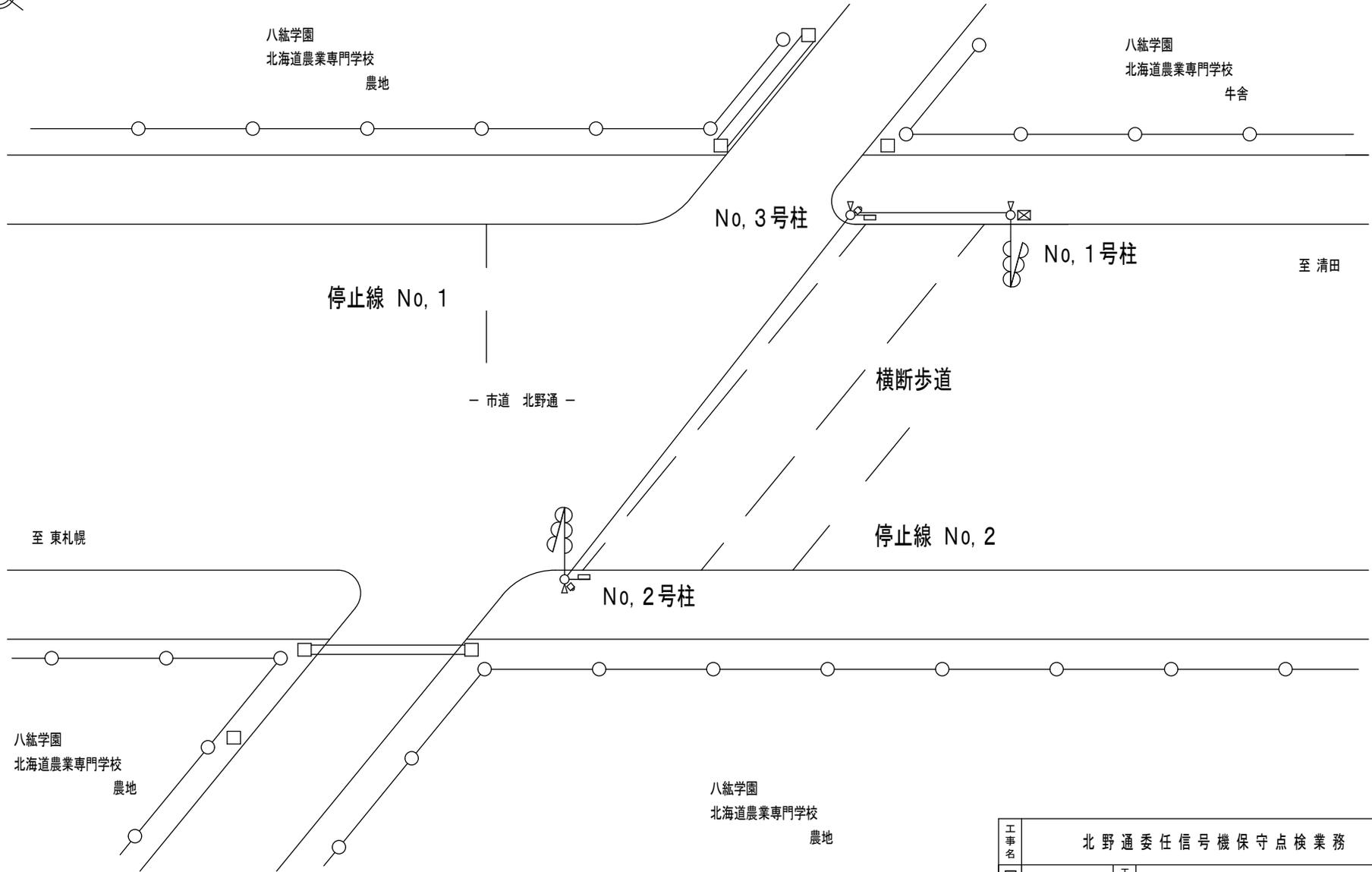
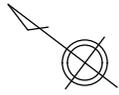
(7) 業務の引継について

受託者は、業務履行の開始までの期間に、前年度北野通委任信号機保守点検業務の受託者から業務引継を受けるとともに、機材、人員などの必要な準備を行うこと。

(8) 疑義について

業務の遂行に当たり疑義が生じた場合は、委託者と協議し決定するものとする。

札幌市豊平区月寒東2条13丁目3番 交通信号機設置図 (委任)



工事名	北野通委任信号機保守点検業務		
図番		工事場所	札幌市豊平区月寒東2条13丁目3番
縮尺	1/200	設計	設計年月